

福島原発刑事訴訟の最高裁上告棄却に抗議します

6・17 最高裁共同行動 2025 実行委員会

福島第一原発事故の被害者による告訴・告発をきっかけに、検察審査会の起訴議決によって東電旧経営陣の刑事責任が問われることとなった福島原発刑事訴訟で、最高裁は3月5日、強制起訴された武藤栄元副社長・武黒一郎元副社長を無罪とする1、2審の不当判決を支持し、検察官役の指定弁護士の上告を棄却しました。日本最悪の公害事件で、企業犯罪でもある原発事故の刑事責任が、誰ひとり問われないこととなりました。歴史的汚点です。

3・11からまもなく14年を迎えますが、6・17最高裁判決（2022年）で原発事故の責任は国になしとされ、今また東電経営責任者にも責任がないとされ、多くの人が生命・財産・ふるさと・生業を失った未曾有の事態が生じたのに、誰も責任をとらないことになります。

また、この裁判の過程について最高裁への疑問が膨らみました。判決に関わった第2小法廷の判事3人のうち2人までが、東電と利害関係を持ち、その利益相反を厳しく問われていた人物でした。その上、国に責任なしの6・17最高裁判決に反対の立場をとった三浦守判事がなぜこの判決から外れているのか理解できないところでした。本来は「法の番人」であるべき日本の最高裁が、3・11原発公害事件について、国の法的責任を免責した6・17最高裁判決に続いて、東電経営責任者の法的責任をも免責したことは、わが国が直面する「法の支配」の危機を国内外に明らかにするものです。

最高裁をはじめとした司法の危機を前に、私たちの最高裁共同行動の持つ意味はますます大きくなっています。政府・加害企業から司法の独立を取り戻し、法と基本的人権の砦として再建するために、すべての市民の力を結集させるよう呼びかけます。

2025年3月10日

< 6・17 最高裁共同行動 2025 実行委員会参加団体 >

原発被害者訴訟原告団全国連絡会／福島原発刑事訴訟支援団／子ども脱被ばく裁判の会
／原発避難者の住宅追い出しを許さない会／東電株主代表訴訟／東海第二原発運転差止
訴訟原告団／止めよう！東海第二原発首都圏連絡会／建設アスベスト東京訴訟弁護団／
建設アスベスト全国連絡会／原発事故被害者団体連絡会（ひだんれん）／「避難の権利」
を求める全国避難者の会／避難の協同センター／原発被害者訴訟全国支援ネットワーク・
首都圏連絡会／公害総行動実行委員会／東京地方労働組合評議会／たんぼぼ舎／ノーモ
ア原発公害市民連絡会／宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判原告団／原発事
故からの復旧・復興を求める会／日本環境会議／女川原発の避難計画を考える会／安保法
制違憲訴訟全国ネットワーク／

（順不同、2025年3月現在）